



2019年5月16日

会社名 旭コンクリート工業株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 清水和久  
 コード番号 5268  
 (東京証券取引所 市場第2部)  
 問合せ先 取締役総務部長 塚原 宏  
 電話 03-3542-1206

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の決算取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月27日開催予定の第139回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(定款第23条関係)

取締役会の機能強化を図るため、取締役会の決議により選定することのできる役付取締役として新たに取締役特別顧問を設け、取締役副会長、取締役顧問についてはこれを廃止するよう定款第23条第2項・第3項の規定を変更するものであります。また、条文見出しにつきまして現行の第4項記載を反映させ「代表取締役及び」の文言を補記するものであります。

(定款第24条関係)

定款第23条の見直しに伴い、役付取締役の業務執行について見直し改定するものであります。

2. 変更の内容は以下のとおりであります。下線は変更部分であります。

現行定款	変更案
(役付取締役) 第 23 条 ① 取締役会の決議により取締役社長1名を選定する。 ② 取締役会の決議によって、取締役会長、 <u>取締役副会長</u> 、 <u>取締役副社長</u> 各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 ③ 前項のほか、取締役会の決議により取締役相談役及び <u>取締役顧問</u> を選定することができる。 ④ 会社を代表すべき取締役は、取締役会でこれを選定する。	( <u>代表取締役及び</u> 役付取締役) 第 23 条 ① (現行どおり) ② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副社長各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 ③ 前項のほか、取締役会の決議により取締役相談役及び <u>取締役特別顧問</u> を選定することができる。 ④ (現行どおり)

<p>(役付取締役の業務執行)</p> <p>第 24 条</p> <p>① 取締役社長は、取締役会の決議に遵い、<u>取締役会長に稟り、業務を総理する。</u></p> <p>② <u>取締役副会長は、取締役会長を補佐する。</u></p> <p>③ 取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、<u>取締役社長を補佐して業務を執行する。</u></p> <p>④ <u>取締役相談役及び取締役顧問は取締役を補佐する。</u></p>	<p>(役付取締役の業務執行)</p> <p>第 24 条</p> <p>① 取締役社長は、取締役会の決議に遵い、業務を総理する。</p> <p>( 削 除 )</p> <p>② <u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐する。</u></p> <p>( 削 除 )</p>
---	--

### 3. 日程

- ・定款変更のための株主総会開催日……2019年6月27日
- ・定款変更の効力発生日……………2019年6月27日

以上